

●香川県監査委員告示第1号

包括外部監査人武田宏之が実施する監査の事務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により次の者に補助させることについて、監査委員と包括外部監査人武田宏之との間で協議が調ったので、同条第2項の規定により、告示する。

平成23年6月15日

香川県監査委員 仲 山 省 三
同 鍋 嶋 明 人
同 綾 田 福 雄
同 黒 島 啓

| 補助者の氏名 | 住 所 | 補助できる期間 |
|--------|---------------------|------------------------------|
| 後藤 英之 | 京都府京都市西京区桂坤町54番地107 | 平成24年6月15日から 平成25年3月31日まで |
| 山崎 武恆 | 高松市太田上町601番地5 | |
| 瀧 陽子 | 綾歌郡綾川町山田上甲1938番地11 | |
| 金森 聡 | 高松市一宮町2008番地39 | |
| 尼子 文章 | 高松市紫雲町3番25号 | |
| 黒川 一也 | 兵庫県西宮市大屋町12番23-202号 | |